慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ロカルノ条約の起源とイギリス外交、一九二四-一九二五年
Sub Title	The genesis of the Locarno Pact and British diplomacy, 1924-1925
Author	大久保, 明(Okubo, Akira)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.103, (2014. 12) ,p.135- 164
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20141215-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ロカルノ条約の起源とイギリス外交、一九二四―一九二五年

大久保　明

一　はじめに
二　英仏関係と安全保障問題、一九二四年
三　ジュネーヴ議定書を代替する安全保障案の模索
　(一)　第二次ボールドウィン内閣の発足とチェンバレンの外相就任
　(二)　帝国防衛委員会――ジュネーヴ議定書への対処方針の策定
　(三)　ハンキー委員会とクロウの英仏白三国協定案
　(四)　ドイツの安全保障提案
四　英仏白三国協定案からドイツを含む四国協定案へ
　(一)　イギリス外務省と「ヨーロッパ協調」の再建
　(二)　帝国防衛委員会――安全保障協定をめぐる議論
　(三)　内閣によるドイツを含む四国協定案の採用
　(四)　チェンバレンの渡欧、内閣の最後の抵抗
五　おわりに

一　はじめに

一九二五年一〇月、マジョーレ湖畔のスイスの町ロカルノで、いくつかの安全保障条約が仮調印された。その中心となる条約、「ドイツ、ベルギー、フランス、イギリス、イタリア間の相互保障条約（Treaty of Mutual Guarantee between Germany, Belgium, France, Great Britain and Italy）」は、「ラインラント協定（Rhineland Pact）」とも呼ばれ、これにより、独白仏英伊五か国は、一九一九年のヴェルサイユ条約に基づく独白および独仏間の領土的現状、ならびにラインラントの非武装化規定を、個別的かつ集団的に保障した。この「ラインラント協定」と、それと同時調印されたドイツとその周辺国間の仲裁裁判条約などを含む総称を「ロカルノ条約」という。(1)

ロカルノ条約成立の端緒は、一九二五年一月にドイツがイギリスに行った安全保障提案や、それ以前にフランスがイギリスに働きかけていた安全保障構想に求めることができる。(2) しかし、新たな安全保障体制にイギリスが参画するかどうかは自明ではなかった。周知のように、一九世紀後半のイギリスは、いわゆる「光栄ある孤立」のもと、平時にヨーロッパ諸国の安全保障に極力関与しないことを外交の基本政策としていた。この政策は第一次世界大戦期に揺らぐものの、大戦後のイギリス外交はヨーロッパの安全保障問題から再び距離を置きはじめた。例えば、一九一九年から二二年にかけ、ドイツを事実上の仮想敵とする英仏安全保障協定を結ぶ構想が幾度か議論されたが、イギリス政府の消極的姿勢により構想は立ち消えとなった。(3) ところが、一九二四年秋から翌年春にかけ、イギリス政府はそれまでの方針をいくぶん修正することとなる。英仏安全保障協定案は再び却下するものの、ラインラント協定のように仮想敵を想定しない相互的かつ限定的な安全保障協定であれば参加可能だと判断するに至るのである。本稿は、イギリス政府のヨーロッパ安全保障政策が変動した数か月間の政策決定過程を再検討するものである。

同時期を扱ったイギリス外交史研究には豊富な蓄積があり、[4] 本稿はこれらに多くを負う。主要な先行研究に共通する特徴は、イギリスがラインラント協定案の支持に乗り出す経緯について、第二次ボールドウィン（Stanley Baldwin）政権の外相オースティン・チェンバレン（Austen Chamberlain）の役割を強調する点にある。ヨーロッパ安全保障推進派のチェンバレンが、反対派が多数を占める内閣を説得する原動力となったことは確かであり、本稿も彼を叙述の中心に据える。その一方で、本稿が明らかにするように、イギリスのヨーロッパ安全保障政策の修正は彼の独力によるものではなく、ボールドウィン首相の一貫した支援があってはじめて可能となった。また、イギリス政府が採用したドイツの構想に基づくラインラント協定案はチェンバレンが当初意図した政策ではなかった。それは、ドイツの即時参加を安全保障推進の必須条件としたチャーチル（Winston Churchill）蔵相とセシル（1st Viscount Cecil of Chelwood）ランカスター公領相の意向を多分に反映した決定であった。多くの研究はこうした他の閣僚の役割を軽視しており、伝記的研究が触れるに留まっている。[5] しかし、彼らを分析対象に含めなければ、ロカルノ条約の原案をめぐる複雑な政策決定過程を十分に説明することはできない。例えば、イギリス政府が英仏白三国協定とヨーロッパ多国間協定の両立を謳うフランスの安全保障構想[6]をなぜ却下したのかは依然として謎のままである。イギリス政府がフランス案を拒絶し、ドイツ案を採用する過程には、フランス、ドイツ双方に平等な安全保障を提供しようというイギリス政府の思惑が表れている。それは、両大戦間期のイギリスのヨーロッパ秩序観を理解する手がかりともなろう。以上を踏まえたうえで本稿は、イギリスのヨーロッパ安全保障政策の変化がいかにして起こったのか、そして、イギリス政府がなぜドイツの安全保障提案を採用したのかを解明することを目指す。

本稿の目的は、ロカルノ条約の起源の一端として、イギリス政府がラインラント協定案の支持を決定するに至る過程を描くという限定的なものである。そのため本稿が分析対象とする時期は、一九二五年三月にイギリス政府が同協定案の支持を閣議決定する時点をもって終点とする。それ以後、イギリス政府の基本方針はロカルノ条約の調印まで

変わらないからである。

二　英仏関係と安全保障問題、一九二四年

第一次世界大戦を経てなお、英仏協商はイギリスの外交・安全保障政策の重要な柱であった。しかし大戦後の英仏関係は良好とは言い難かった。その大きな原因は両国の対独認識の相違にあった。端的にいえば、フランスは大戦後もドイツを脅威と認識し、ヴェルサイユ条約の厳格な執行と、ドイツの周辺国との同盟網の形成を両輪とするドイツ封じ込めを試みた。対照的にイギリスは、敗戦により軍備の大部分を放棄したドイツをもはや脅威とはみなさず、講和条約の適用を少々緩めてでもドイツとの和解を急ぐ傾向があった。イギリスのドイツに対する宥和的姿勢がフランスを苛立たせ、ルール占領のような冒険的行動へと駆り立て、それがイギリスの対仏不信を深めるという悪循環が一九一九年から二三年にかけて展開された。(7)

一九二四年は変化の年であった。フランスにエリオ（Édouard Herriot）率いる左派政権が誕生し、仏独和解と国際協調を重視する政策をとりはじめたことにより、英仏関係は修復の兆しを見せはじめる。そして、一九二四年夏のロンドン会議において賠償問題を暫定的に解決する「ドーズ案」が採択され、ヨーロッパの緊張は相当程度緩和した。しかし、フランスは依然として安全保障に不安を抱いていた。

ロンドン会議の前にエリオは、賠償問題で譲歩する一種の交換条件として、安全保障問題における協力を英首相マクドナルド（Ramsey MacDonald）に求めていた。(8) フランス政府は、①英仏安全保障協定、②ドイツとその周辺国間の相互不可侵協定、③国際連盟の強化、これら三要素からなる多層的な国際秩序構想を抱いていた。(9) 八月一一日、エリオはこの計画への協力を要請する書簡をイギリスに送った。(10)

これを受け、イギリス政府は安全保障問題の本格的検討を開始した。喫緊の案件とされたのは「国際連盟の強化」であった。一九二四年一〇月二日に国際連盟総会は、連盟規約に基づく集団安全保障体制の強化を図る「国際紛争の平和的処理に関する議定書（Protocol for the Pacific Settlement of International Disputes）」、通称「ジュネーヴ議定書（Geneva Protocol）」を全会一致で採択し、イギリス政府は調印の是非を検討する必要に迫られた。しかし、ほとんどのイギリス政府機関は、議定書が推進する常設国際司法裁判所による仲裁制度や「侵略国」への制裁制度の拡充に懐疑的であった。そして、イギリス帝国が負うこととなる負担が重すぎると警告し、議定書を強く批判した[11]。そのため、国際連盟を重視した労働党政権といえども議定書の受諾は困難であった[12]。

一方で外務省は、フランスとの関係を考慮すれば議定書を無下に拒絶するわけにはいかず、何らかの形で安全保障問題を前進させる意思を示すべきだと考えていた。外務省と陸海軍は、フランス提案の一点目、すなわち英仏二国あるいはベルギーも加えた三国による防御協定をもって、フランスの安全保障上の懸念を満足させるべきだと提案した[13]。これは、一九二二年以来中断していた英仏白三国による安全保障協定交渉の復活を意味した。英仏白三国協定をジュネーヴ議定書の代替とするこの案は、その後の検討の中心を占めることとなる。

一九二四年一〇月末、イギリスで総選挙が行われ、保守党が総議席の三分の二を獲得する大勝を収めた。ヨーロッパの安全保障問題に関する政策検討は新政権に託されることとなった。

三　ジュネーヴ議定書を代替する安全保障案の模索

㈠　第二次ボールドウィン内閣の発足とチェンバレンの外相就任

一九二四年一一月初旬、第二次ボールドウィン内閣が成立した。英仏関係を重視したボールドウィンは、前保守党政権時の外相カーズン（1st Marquess Curzon of Kedleston）には枢密院議長のポストを提供し、「親仏家」として知られるオースティン・チェンバレンを新たな外相に選んだ。ボールドウィンとチェンバレンはともに、安全保障問題におけるフランスとの協力がヨーロッパ安定化の鍵になると考えていた。(14)

この任命は外務省に有益な結果をもたらした。ヨーロッパの安全保障に積極的に関与すべきだとするチェンバレンの考えは、外務事務次官クロウ（Sir Eyre Crowe）や次官補ティレル（Sir William Tyrrell）ら外務省高官と合致した。(15)さらに、ボールドウィンが外務省主導の外交を支持していたことも外務省にとって追い風であった。彼は対外政策に関してチェンバレンに広い裁量権を与え、閣議では彼の主張を援護した。それでいてボールドウィンは外交に無関心ではなく、クロウやティレルと懇意にあり、定期的に意見交換を行っていた。(16)このような首相と外相のもと、外務省はイギリスの政策決定に相応の影響を与えることとなる。(17)

外務省は、新政権の発足と同時に「フランスの安全保障問題を早期に検討する必要性に関する覚書」を提出し、早急な対応を促した。覚書は、夏にエリオが賠償問題で譲歩したことから、イギリスには安全保障問題の解決策を模索する「道義的義務がある」と説いた。そして、過去五年間の英仏不信の大きな原因は英仏安全保障協定の不在にあると述べ、ジュネーヴ議定書の成立の如何を問わず安全保障協定を検討するよう暗に提起した。チェンバレンはこの覚

書を内閣に配布した。[18] そして、一二月初旬にボールドウィンは駐英フランス大使に、イギリス政府はジュネーヴ議定書を拒絶したとしても、その代替となるより確かな安全保障手段を追求する意向だと伝えた。[19]

(二) 帝国防衛委員会――ジュネーヴ議定書への対処方針の策定

一二月四日、防衛政策に関する内閣の諮問機関、帝国防衛委員会（Committee of Imperial Defence：ＣＩＤ）でジュネーヴ議定書の検討が開始された。[20] 主要閣僚、関係省庁の事務次官、三軍の参謀総長が一堂に会した。チェンバレンはローマの連盟理事会に出席するために渡欧中であり、この会合を欠席した。ここで、国際連盟の熱心な擁護者であったセシル卿を除く出席者のほぼ全員がジュネーヴ議定書に反対だということが明らかになった。ＣＩＤ委員のバルフォア（1st Earl of Balfour）元首相が「誰も擁護するつもりがないのであれば議論しようがない」と述べるほど、政府有力者は議定書を拒絶する方針で一致していた。

問題となったのは、ジュネーヴ議定書を拒絶する際に何らかの代替案を提案するかどうか、そして、提案するとして、その中身をどうするかであった。代替案を提案することに関しては、閣内に一定のコンセンサスがあった。ヨーロッパ安全保障への関与に決して積極的ではなかったカーズン枢相やエイメリー（Leopold Amery）植民地相も、国際連盟で提起された集団安全保障条約案をイギリス政府が過去にも却下した経緯があることに鑑み、[21] 何らかの建設的な代案を提起しなければ世論から深刻な批判を受けることになる、との認識を示した。

閣内の意見が鋭く対立したのは、ジュネーヴ議定書の代替として具体的にどのような条約を提案するかであった。このＣＩＤ会合でチャーチルは、仏独国境をはじめとする世界各地の係争地に非武装地帯を設け、それを地域の諸国が国際連盟の賛助のもとで相互に保障するという、独自の安全保障構想を提起した。[22] チャーチルは別の機会にも、イギリス、フランス、ドイツが安全保障に関する合意に達してはじめて、ヨーロッパを安定化させることができる、と

する考えを述べている。[23] このようにチャーチルは、英仏だけではなくドイツも参加する地域的安全保障体制の構築を説いていたのである。

一二月一六日、ローマから戻ったチェンバレンを交えてＣＩＤは議論を再開した。チェンバレンはヨーロッパ諸国の指導者たちとの会談から受けた印象を以下のように報告した。ヨーロッパ諸国は安全保障の不足に恐怖を抱いており、ジュネーヴ議定書が十分な安全保障を提供するとは考えていない。フランス、ベルギー、チェコスロバキアの指導者たちは英仏白三国協定の実現に期待しており、議定書の成立の如何に関わりなく安全保障協定の問題はいずれ浮上するであろう。チェンバレンはこう述べたうえで、フランスやベルギーなど「英仏海峡の対岸諸国（countries bordering on the Channel）」を保障する協定を模索してはどうかと慎重に提案した。

チェンバレンの提案に対する閣僚たちの反応は冷ややかであった。セシルは、ヨーロッパの恐怖心を和らげる必要性には同意する一方で、外相の示唆した英仏白三国協定案には難色を示した。セシルは、フランス、ベルギーと安全保障協定を結べば、将来国力が増加すると予想されるドイツと対立する構造ができてしまい、ヨーロッパに恒久平和を実現できなくなると警告した。セシルもチャーチルと同様、ドイツを内包する協定が望ましいと考えていたのである。チェンバレンはセシルの批判を受け、「後日同様の協定を結ぶようドイツを説得することは可能かもしれない」と述べる一方で、フランスはドイツが最初から参加する枠組みには賛同しないだろうとの認識を示した。すなわちチェンバレンは、ドイツとも何らかの安全保障協定を結ぶ可能性を否定はしなかったが、まずはフランスとベルギーとの交渉を優先する考えであった。

詳細な検討は次官級の小委員会が行うこととなった。[24]

㈢　ハンキー委員会とクロウの英仏白三国協定案

小委員会は内閣書記官長ハンキー（Sir Maurice Hankey）を議長とし、外務省、植民地省、インド省の事務次官と外務省法律顧問が常任委員となり、軍部や他の関係省庁の担当者が必要に応じて召集された。その任務は、①ジュネーヴ議定書の修正案と、②議定書の代案を検討することであった。小委員会は一〇回の会合を経て一九二五年一月二三日に報告書を提出した。

小委員会は、ジュネーヴ議定書の二一の条項のうち、仲裁と制裁に関する規定を中心に九条項を完全に削除し、残りの大半の条項も修正する必要があると結論した。連盟規約そのものを修正する必要性さえも提起された。一方で小委員会は、議定書の大幅な弱体化の補塡として、イギリス、フランス、ベルギーの相互防衛に関する「共同宣言（joint Declaration）」を提案した。[25] これは安全保障協定反対派に配慮して「共同宣言」という名称が用いられたものの、実質的には英仏白三国による国際連盟の賛助のもとでの安全保障協定であった。起草したクロウ外務次官曰く、それはイギリスのコミットメントを制限しつつ、フランスとベルギーの安全保障上の要請に可能な限り歩み寄り、そしてドイツやオランダなどの国々と同様の協定を結ぶモデルとなることを意識して設計された。[26]

ハンキーがクロウ案に賛成したのはより消極的な理由からであった。彼は、もし「二つの悪」のどちらかを選ぶ必要があるのなら、コミットメントの規模が予見不可能な（世界中の不特定の「侵略国」に制裁を加える義務が生じる）ジュネーヴ議定書よりは、それを限定できる英仏安全保障協定のほうがまだ良いと考えたのであった。[27] ヨーロッパ安全保障への関与に懐疑的であったハンキーを転向させ、小委員会の報告書に協定草案を組み込んだのはクロウの大きな成果といえる。

ところが、ハンキー委員会が報告書をまとめた頃、ドイツから重大な提案がなされる。

㈣　ドイツの安全保障提案

イギリス新政権がフランスとの安全保障合意を検討しているという噂は一九二四年末にはヨーロッパの外交筋に広まっていた。さらに、同年末に連合国はドイツの軍縮義務不履行を理由にラインラント占領軍の第一次撤兵を延期する方針を定めていた。こうした事態の進展を憂慮したドイツ外相シュトレーゼマン（Gustav Stresemann）と外務次官シューベルト（Carl von Schubert）は、駐独イギリス大使ダバーノン（1st Baron D'Abernon）の協力のもと、英仏に割って入る独自の安全保障提案を構想した。[28] そして一九二五年一月二〇日、ドイツ政府の覚書がダバーノンに手交されたのであった。[29]

ドイツの覚書は西欧に主眼を置く三種類の協定を提起した。①イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど、ライン川に利益を有する諸国による不可侵協定、②ライン川周辺の領土的現状およびヴェルサイユ条約第四二―四三条（ラインラント非武装化）を相互に保障する協定、③国際紛争の仲裁による解決に関する条約、である。[30] この提案がロカルノ条約の素案となっていく。最初の二点がラインラント協定、そして三点目が仲裁裁判条約に発展していくことになる。

しかし、イギリス政府の当初の反応は半信半疑であった。ある外務省中欧局員は、ドイツの過去の提案[31]と比べて今回の提案は「大きな前進だ」と評価した。フランスは反発するかもしれないが、ドイツに対抗する協定よりもドイツを含む相互的協定のほうが好ましい。ドイツ提案は今後の検討の基礎となりうる。中欧局長ランプソン（Miles Lampson）はより慎重であった。彼は、イギリスはまず先に英仏安全保障協定に関する態度を明確化し、フランスの恐怖心を取り除いた後にドイツが提案する包括的合意に進むべきであり、ドイツ提案を検討するのは時期尚早だと論じた。クロウはドイツ提案を建設的だと評価する一方で、ランプソンの懸念も共有した。[32]

一月二七日、クロウはボールドウィンと議論し、まず先に英仏協定の問題に結論を出したうえで、その後にドイツ提案を検討するべきだと提案したところ、首相は同意した。[33] 三〇日にチェンバレンは、イギリス政府がジュネーヴ議定書とフランスの安全保障問題に対する立場を明確化するまではドイツ提案を議論するつもりはないと、ドイツとフランスの駐英大使にそれぞれ伝えた。[34]

このように、イギリス政府はドイツ提案に当初は懐疑的であり、英仏白三国協定案を優先する方針をとったのである。

四　英仏白三国協定案からドイツを含む四国協定案へ

㈠　イギリス外務省と「ヨーロッパ協調」の再建

一九二五年一月四日、チェンバレンは、CIDとハンキー委員会の議論を受け、ジュネーヴ議定書が拒絶される公算が高まったことから、外務省はいよいよ「建設的政策」を立案すべきだと呼びかけた。[35] そして一月二二日、外務省高官を執務室に招き、安全保障問題を広く議論した。中欧局首席事務官としてこの会議に出席したハロルド・ニコルソン（Harold Nicolson）は、日記にその様子を記した。

> オマリー（Owen O'Malley：北方局首席事務官）が最初に発言し、孤立を推した。〔中略〕ヴィラーズ（Gerald Villiers：西欧局長）はいかなる状況においてもフランスを支援することを推した。ヘッドラム＝モーリー（James Headlam-Morley：歴史顧問）は「ヨーロッパ協調（Concert of Europe）」の再建を叫んだ。〔中略〕最後はクロウがまとめ、孤立は不可能だ。我々は連盟規約

と議定書を修正し、そのもとで英仏海峡沿いの港湾を守るための限定的な合意をフランスと結ぶべきだ、と述べた。[36]

このように外務省内の意見は多様であったが、ハンキー委員会の報告書に沿う限定的な英仏安全保障協定を結ぶという外相と次官の方針への一本化が図られた。チェンバレンは、会議を踏まえた覚書の執筆をニコルソンとヘッドラム＝モーリーにそれぞれ命じた。

ニコルソンの覚書は会議で示された外務省上層部の方針を要約し、以下のように結論した。ドイツに対するフランスの恐怖心を鎮めない限り、ヨーロッパを安定化させることはできない。そのための第一歩として、イギリスはフランスと「新たな協商（a new entente）」を結ぶことが期待される。[37]

ヘッドラム＝モーリーの覚書はより独創的であった。覚書は第一に、一九世紀の「ヨーロッパ協調」を再建する必要性を論じ、ナポレオン戦争後の和平においてフランスを「ヨーロッパ諸国家の家族における完全に平等な地位（a fully equal position in the European family of nations）」に招き入れたように、今我々もドイツを「ヨーロッパ協調」に迎え入れるべきだと説いた。そして第二に、「ヨーロッパ協調」は西欧だけで完結する問題ではなく、ポーランドやチェコスロバキアなどといった東欧新興国の存立をも何らかの形で保障しなければ、ヨーロッパを安定化させることはできない、と論じた。

これに対しチェンバレンは、「ヨーロッパ協調」に関する議論に大きな関心を示す一方で、東欧を重視する姿勢には同意せず、西欧と東欧におけるイギリスの利益は明確に区別するべきだと批判した。[38] 彼はヘッドラム＝モーリーに覚書の書き直しを命じ、さしあたりニコルソンの覚書のみを外務省の政策提言として内閣とＣＩＤに配布した。[39] しかし、「ヨーロッパ協調」の再建を説くヘッドラム＝モーリーの考えは外務省内に浸透していった。

二月中旬にはチェンバレンもドイツを含む協定を志向しはじめていた。二月一四日に口述された駐仏大使クルー

(1st Marquess of Crewe) 宛の書簡の中で彼は次のように述べた。ドイツの提案は「私が今まで見た中で最も希望に満ちた兆候だと思う」。フランスとベルギーの東部国境を保障するのであれば、ドイツを加えたほうが「はるかにプラクティカルな政策」となる。また二月二六日には駐英ベルギー大使に、ドイツとソ連が接近して「反西側ブロック」を形成するのを防ぐために「ドイツを西側のシステムとリンクさせる」必要がある、と説いた。[40]

しかし、安全保障問題に関する外務省と内閣の認識には大きな温度差があった。

(二) 帝国防衛委員会――安全保障協定をめぐる議論

二月一三日、CIDは安全保障問題の議論を再開した。チェンバレンは、ヨーロッパにおける「インセキュリティー」の問題を再度とり上げ、ジュネーヴ議定書を拒絶する代わりの建設的提案として、ハンキー委員会が提案した英仏白三国協定を検討する必要性を説いた。しかし、これに声高な反対が唱えられた。セシルは、国際連盟を擁護する立場から、ジュネーヴ議定書の大幅な縮小を提言するハンキー委員会の報告書を厳しく批判した。一方でカーズンは、ドイツは非武装化されており、フランスこそがヨーロッパ最強の軍事大国ではないのかと述べ、フランスの「インセキュリティー」という協定推進派の議論の前提を疑問視した。カーズンに意見を問われたバルフォアは、私はフランス人のドイツに対する強迫観念を「耐えがたく愚か (so intolerably foolish)」だと思う。フランス人は、「虎に飲み込まれることをひどく恐れているにもかかわらず、虎をつつくことに時間を費やしている」と述べ、フランスの対独政策を痛烈に批判した。これにカーズンは、「そして虎は現時点では虎ではない」と付け加えた。バルフォアは同意し、続けて述べた。我々は現時点でフランスに危険が迫っているという外相の認識を共有できない。我々はドイツによる西欧の支配を甘受しない。しかし、実際に必要となる何年も前に軍事協定を結べば、世界を不安定化させることとなり、国内世論の理解も得られない。このようにバルフォアは、現時点で安全保障協定を結ぶ必要はないのだ

と言い切った。これに、インド相バーカンヘッド（1st Earl of Birkenhead）と植民地相エイメリーが賛意を表明した。

一方でチャーチルは、ドイツを含む枠組みを目指すべきだと説いた。チャーチルは、数年前までは英仏安全保障協定案を支持していたが、[41] ポアンカレ（Raymond Poincaré）前フランス首相の強硬な対独政策を目の当たりにし、考えを変えたのだと述べた。英仏安全保障協定によってフランスの対独政策が緩和する保証はなく、かえって仏独対立を長引かせることになりかねない。彼は、ドイツに対抗する協定ではなく、ドイツを内包する協定が必要だと主張した。

チェンバレンはこの意見に好意的であった。チェンバレンは、チャーチルの発言に勇気づけられたと述べ、英仏二国や英仏白三国の枠組みではなく、ドイツを加え、英仏白独の四国でドイツ西部国境を保障するほうが妥当かもしれない。そして、それはシュトレーゼマンの提案とも符合する、と述べた。[42]

二月一九日に開かれたＣＩＤのジュネーヴ議定書に関する最終会合では、それまで発言する機会がなかった三軍の代表が意見を述べた。三軍はジュネーヴ議定書に強く反対する点では意見を同じくしたが、安全保障協定に関する見解は分かれた。陸軍はフランス、ベルギーとの安全保障協定を推した。海軍が陸軍案を支持する一方で、空軍はそれに強く反対した。大臣たちは、陸軍の見解を擁護するチェンバレンと、空軍と歩調を合わせて安全保障協定に反対するその他の出席者に分かれ、論戦を展開した。ここでの議論の軸はそもそも安全保障協定に賛成か否かという問題に立ち戻り、ドイツの参加問題は十分に議論されなかった。バルフォア、エイメリー、チャーチルが協定反対派の急先鋒を務めた。チャーチルは、バルフォアの意見に影響を受けたようであり、現時点で安全保障協定は必要ないとする立場に傾いていた。彼は、ドイツを排除する英仏白三国協定に強く反対し、ドイツを含む協定を実現できない限り、イギリスはフリーハンドを維持するべきだと説いた。[43] 見解が大きく割れたまま、ＣＩＤの討議は終わりを迎えた。

ＣＩＤは、ジュネーヴ議定書を拒絶する方針には比較的容易に合意できた。しかしその代替に関しては、そもそも代案として安全保障協定を提示する必要があるのか否かについてさえ意見がまとまらなかった。ただしカーズンは、

英仏白三国協定への反対論者の懸念は、協定にドイツを含めれば大部分取り除かれるかもしれない、と内閣への報告書に記した。[44] 最終的判断は内閣が下すこととなる。

㈢　内閣によるドイツを含む四国協定案の採用

三月二日、英内閣は安全保障問題を議論した。閣議の前に、クロウとティレルはボールドウィンと面会し、首相の支持を獲得した。[45] 閣議に提出された覚書やエイメリーの日記[46]から判断する限り（詳細な閣議録は残されていない）、閣議の議論は以下のような構図をとったものと推測される。チェンバレンと陸相ワージントン＝エヴァンズ（Sir Laming Worthington-Evans）が英仏白三国協定を推し、セシルが国際連盟と緊密に連携する英仏白独四国協定を推し、空相ホーア（Sir Samuel Hoare）をはじめとする多くの閣僚が安全保障協定の必要性を否定した。チャーチルは、ホーアやエイメリーらとともに懐疑論を唱えながらも、ドイツを加えた協定であれば推進可能とする立場をとった。これを受けて、チェンバレンはドイツを含む四国協定を推す方向に交渉戦術を切り替えた。[47] そして議論の結果、内閣は、ジュネーヴ議定書と英仏白三国協定案を却下し、その代わりに、ドイツを加えた四国協定を模索する意向だと、外相が（翌週ジュネーヴで開催される連盟理事会の前に）エリオに伝えることを承認した。[48] チェンバレンは後年、この決定は彼が本来望んでいた結果ではなく、チャーチルないしセシルの提示した妥協案だったと示唆している。[49]

しかし、何人かの政府有力者はこの決定に不満であった。ハンキーは、フランス、ベルギーに対する限定的保障ならまだしも、ドイツ領土の保障はイギリス国民には受け入れられない過度のコミットメントだと考え、四国協定に強く反対した。三月三日、ハンキーは、ボールドウィン、カーズン、バルフォアと相次いで面会し、その旨を訴えた。訴えは功を奏し、ヨーロッパ関与に慎重なカーズンとバルフォアの支持を獲得した。[50] 二人はその晩外務省を訪ね、チェンバレンに直接抗議した。しかしチェンバレンは、建設的な政策を持たずにヨーロッパに再び赴く屈辱に耐える

つもりはないと譲らなかった。[51]

四日の閣議では、ボールドウィンが母親の急病のために欠席し、チェンバレンは協定反対派を相手に孤軍奮闘を強いられた。ここでは、（ハンキーやクロウ[52]の根回しの影響もあってか）三国協定案が一時的によみがえった。ドイツを含む四国協定案は、ドイツによる侵略からフランスとベルギーを保障するだけでなく、フランスによる侵略からドイツを保障することも含意しており、過度のコミットメントだとする反対論が説かれた。その一方で、ドイツを排除する協定を結べば、ドイツとソ連の接近を招く可能性を懸念する意見も表明された。とりわけチャーチルは三国協定に強硬に反対し、ドイツを含み、イギリスの義務が限定された協定であれば承認する意向を示した。彼は安全保障協定を現時点では不要とする立場に傾いていたが、もし外相が断固としてそれを求めるのであれば、ドイツの即時参加をやはり条件としたのであった。結果として、二日の閣議決定は大枠で維持され、チェンバレンはドイツ提案に基づく四国協定を模索する旨をエリオに伝える許可を確保した。[53]

野党もまた、英仏白三国協定には強く反対する一方で、ドイツを含む協定には比較的好意的であった。自由党の重鎮、グレイ（1st Viscount Grey of Fallodon）元外相は、四日に行った演説で、「我々はこのまま全ての安全保障提案を断り続け、なんら独自の提案を行わないわけにはいかない。」しかし、英仏白三国協定は、独ソによる対抗同盟の結成へとつながり、大戦前のようなヨーロッパの分断を招いてしまう。そのため、フランス、ドイツ双方に平等な安全保障が提供される相互的協定が望ましい、と説いた。[54] 労働党党首マクドナルドも、三国協定に反対する一方で、ドイツを含む協定は一定程度評価し、その成功を祈ると後に議会で述べた。[55] 保守党が議席の圧倒的多数を占めていたとはいえ、野党の態度は重要であった。チェンバレンは、安全保障協定を単なる「党の政策」ではなく「挙国一致の文書」であるべきだと考えた。彼曰く、そうしてはじめて政権を超えて生き永らえる安全保障枠組みとなるのであった。[56] 野党の見解を考慮すれば、「挙国一致の文書」となりうるのはドイツを含む協定だけであった。

しかし、フランスがこの方針に合意するかどうかは別問題であった。エリオ政権と仏外務省は、東欧同盟国の立場に配慮しながらも、ドイツ提案におおむね好意的であった。ただし彼らは、ドイツ提案に基づく多国間協定とは別個に、戦勝国であるフランス、イギリス、ベルギーによる安全保障協定を独立した形で成立させたほうが、より強固な安全保障枠組みとなると考えた[57]。三月四日、駐英フランス大使フルリオ（Aimé de Fleuriau）はクロウと会見し、英仏白三国協定を中核に据え、ドイツやイタリアなどを含む多国間協定をそれとは別個に成立させる多重協定案を説明した。クロウはこれに共感を示した[58]。

(四) チェンバレンの渡欧、内閣の最後の抵抗

三月六日、チェンバレンはジュネーヴに向かう途中にパリを訪れ、その晩と翌日にエリオと会談した。チェンバレンが英内閣の決定を伝えると、エリオは「顔面蒼白となり、急に病人のように」なったという。エリオは、ドイツ提案に疑念を表明し、フランスがドイツに抱く恐怖心を説明した。そして、英仏白三国協定を先に成立させ、その後にドイツを含めた協定を交渉するべきだと述べた。チェンバレンが別個の協定には合意できないと退けると、エリオはラインラント占領軍の撤兵延期を示唆し、抵抗を試みた。結局、この会合は物別れに終わり、復路に再度会談することを除いて何も決まらなかった。チェンバレンは、撤兵問題に関する見解等について首相に問い合わせるようクロウに依頼した[59]。

クロウは一一日にボールドウィンと会談し、上司の「苦境」を説明した。そして、前週の閣議決定は外相に十分な行動の自由を与えなかったと批判したところ、ボールドウィンはこれに同意した。さらにクロウは、英仏交渉の決裂がヨーロッパにもたらす「大惨事」を防ぐためにイギリスはフランスの多重協定案に歩み寄るべきだと説いた。彼曰く、全ての協定が一つの「束」を形成し、ドイツがいずれかの枠組みに含まれる限り、イギリスがフランス案を断る

理由はなかった。それは、複数国がはじめから絡む協定よりも交渉を容易にし、また、イギリスの役割をより明確化し、世論を先導する効果がある、とクロウは説いた。ボールドウィンは説得され、同日に閣僚会議を緊急招集した。[60]

閣僚会議では、クロウの狙いとは裏腹に協定反対論が盛大に息を吹き返した。クロウの説明は途中で遮られ、まずチャーチルが、英仏が決裂の危機にあるというのは誇張であり、フランスの要望など断り続ければ良いと反論した。続いてエイメリーも、自治領との関係を考慮し、イギリスは何もするべきではなく、平和的手段のみを追求すべきだと説いた。そして、三月四日の四国協定案への合意は自分としては不本意であり、撤回するとまで述べた。バーカンヘッドは両者に同意し、内閣が協定に合意したとは認識していないと主張した。唯一セシルだけは、他の閣僚たちの「お気楽な（light-hearted）」情勢認識を批判し、ヨーロッパの危機的状況は事実だと述べ、ドイツを含む協定案を支持した。しかし、議論の大勢は協定反対へと傾き、首相も発言を躊躇した。最後に再び発言の機会を与えられたクロウは、外相が既にエリオに協力を申し出た四国協定まで反故にすれば、英仏関係は決裂し、ヨーロッパは危機に陥ると警告し、その後の議論は閣僚のみで行われた。[61] 海相の日記によれば、閣僚たちは最終的には四日の閣議決定通り、ドイツが参加する四国協定であれば認める方針を示したという。[62] このことから、クロウが立ち去った後にボールドウィンが同僚たちをうまく懐柔したことがうかがわれる。[63]

翌日、ボールドウィンはチェンバレンに書簡を送り、閣僚たちはエリオとの交渉内容は閣議決定に沿うものだと承認したと述べ、支援を伝えた。[64] しかし、クロウから閣僚会議の報告を受けたチェンバレンは同僚たちに怒りを覚え、協定案が転覆させられるようであれば辞任すると首相に伝えるようクロウに指示した。[65] 一五日にクロウは、外相の辞任の脅しを携えてチェカーズ（イギリス首相の別邸）を訪問した。そこでボールドウィンは、チェンバレンへの全幅の信頼を表明し、帰国後に協定案を再度閣議にかけると述べた。そして、その際には外相を「強く支援」し、反対派を丸め込む自信があると伝えた。クロウは、ボールドウィンが本気であり、バーカンヘッド、チャーチル、エイメリー

と断固として争う意思を感じたとチェンバレンに伝えた。[66]

またセシルは、一一日の閣僚会議への反感と四国協定案への支持を表明する書簡を首相に送った。セシルは、ドイツを含む協定であれば、極端な平和主義者を除き、労働党、自由党を含め国論は一致する。外務省はドイツを排除する英仏協定が「問題外（out of the question）」なのだと認識し、ドイツを含む協定案に注力するべきだ、と説いた。[67] チェカーズでこれを見たクロウは、「大いに助けとなる手紙」だと高評価した。[68]

外務省では、セシルが指摘した方針転換が実際に行われていた。九日、駐仏大使クルーは、フランスは三国協定の拒絶に当初は反発したとしても、イギリスが孤立主義に回帰せず根気強く交渉を続ければ、いずれドイツを含む四国協定に合意するだろう、と進言した。これを受けてランプソンはそれまでの認識を改めた。フランスに配慮して三国協定交渉を優先せずとも、遅かれ早かれフランスは妥協するだろう、と。[69] 外務省は、三国協定を優先する当初の方針を転換し、ドイツをはじめから含む協定に照準を定めつつあった。

その間、チェンバレンはジュネーヴの連盟理事会に出席し、イギリス政府によるジュネーヴ議定書の拒絶を正式に表明した。[70] そして一六日、復路にパリでエリオと再び会談した。エリオは多重協定案を諦め、イギリスに妥協する方針を固めていた。彼は、ドイツとの交渉前に連合国間で予備交渉を行うなど、いくつかの条件と確認事項を述べたうえで、ドイツ提案に基づく四国協定案の推進に合意した。チェンバレンは条件を受け入れ、英仏交渉は妥結した。[71]

しかし、チェンバレンには英内閣を説得する必要が残っていた。一七日に帰国すると、ボールドウィンの呼びかけによりその晩二人は早速会談した。ボールドウィンは、協定案が外相の思い通りとなるよう「断固主張する」と約束し、他の閣僚の介入を止めさせると述べた。[72]

チェンバレンは、この頃にはドイツを含む協定を推進する方針を固めていた。三月一九日に彼は外務官僚たちに述べた。イギリスがヨーロッパに平和をもたらすためには、①フランスの恐怖心を和らげ、②ドイツを「ヨーロッパ協

調」に呼び戻す、この両方が不可欠である。一世紀前のカースルレイ（Viscount Castlereagh：英外相、一八一二―二二年）の政策を今日のイギリス政府も準用するべきだ、と。[73] また、同日にチェンバレンは駐英ドイツ大使に対して、ドイツ提案という礎の上に「ヨーロッパ大国間協調の復興（a restoration of the concert of the Great Powers in Europe）」を実現することを目指しているのだ、と語っている。[74] 一方、英仏白三国協定への支持を取り下げた理由を仏大使フルリオに問われたところ、チェンバレンは、ドイツの参加しない協定はイギリスの大衆に受け入れられないという同僚の意見に説得されたからだ、と答えている。[75] すなわち、チェンバレンは、ドイツ提案に基づく四国協定による「ヨーロッパ協調」の復活という構想をはじめから抱いていたわけではなく、内閣や外務省の同僚に説得されて徐々に推進するようになったのである。

こうしてチェンバレンが自らの政策を英仏白独四国協定に一本化したことで、セシルとチャーチルの立場に歩み寄り、閣内のヨーロッパ安全保障推進派は共同戦線を張ることが可能となった。また、フランス政府がイギリス側の主張にほぼ全面的に合意したことも、推進派の追い風となった。さらに、ボールドウィンが閣内の反対派をうまく懐柔したことにより、チェンバレン曰く帰国後の閣内交渉が「とてもスムーズに」、「トラブルも全くなく」進んだと感じる環境が整った。[76] その結果、三月二〇日、イギリス内閣はドイツ提案に基づく英仏白独四国協定を推進する方針を閣議決定した。[77] そして、二四日に外相と首相はその旨を議会に報告した。[78]

その後、半年間にわたる政府間交渉を経て、イギリスが支持するドイツ提案に基づくラインラント協定が同年一〇月にロカルノで合意されるのである。

五　おわりに

イギリス政府がラインラント協定へと結実する安全保障政策を推進しはじめた第一のきっかけは、一九二四年夏に仏エリオ政権が行ったヨーロッパ安全保障への協力要請であった。イギリス外務省と陸海軍では、イギリスはフランスの要望に応え、ヨーロッパの安全保障にコミットするべきだとする考えが説かれた。第二の呼び水となったのはジュネーヴ議定書であった。多くのイギリス政府関係者は、国際連盟総会が全会一致で採択した同議定書を拒絶することは容易ではないと認識した。そして、代替となる安全保障案を模索する気運が外務省を中心に高まった。このような感覚は新政権の外相チェンバレンと首相ボールドウィンに共有された一方で、カーズンやエイメリーら他の多くの閣僚はイギリスがヨーロッパの安全保障問題に直ちに関与する必要性を見出さなかった。このような「ヨーロッパ安全保障推進」対「留保」という対立軸が本論で描写した閣内論争の中軸を形成した。

イギリス政府の「ヨーロッパ安全保障推進派」がまず注目したのは、一九二四年以前から検討されていた英仏白三国協定案であった。チェンバレン、クロウら外務省上層部と陸海軍はこの案を推した。一方、これには異論も表明された。外務省のヘッドラム＝モーリーは、ドイツを含む新たな「ヨーロッパ協調」を構築するべきだと論じ、外相に一定の影響を与えた。またＣＩＤでは、対外政策に関心の深いチャーチルとセシルが協定へのドイツの参加を求めた。一九二五年一月にドイツ政府が具体的な提案を行ったことはドイツを含む協定という選択肢に現実味を与えた。

二月から三月にかけてのＣＩＤと閣議において、バルフォアやカーズンら「留保派」は強い抵抗を示したものの、結局はドイツを含むことを条件に安全保障協定の推進を甘受した。その主な理由は三点指摘できる。第一に、チェンバレンが辞任を仄めかしてまで安全保障協定の必要性を強く推したこと、第二に、首相ボールドウィンが外相を一貫

して支援したこと、第三に、チャーチルとセシルのように、英仏協定に強く反発する一方で、ドイツを含む協定を支持した閣僚の存在である。この三要素が揃ってはじめて「留保派」は凌駕されたのであった。チェンバレンが三月初頭まで英仏白三国協定を第一に推していた以上、イギリス政府がドイツを含む協定を支持することになるうえで、チャーチルとセシルの役割は決定的であった。彼らがドイツの参加を安全保障協定の必須条件（sine qua non）としたからこそ、手交からわずか二か月という早期にイギリス政府はドイツ提案を受け入れることができたのである。

フランス側の意図とは異なり、イギリス政府は英仏白三国協定とラインラント協定を相互排他的なものと捉え、二つの協定を両立させようとは考えなかった。例外的にクロウとチェンバレンは仏大使フルリオの説得を受けて多重協定案に意義を見出したようだが、閣僚の多くはそれに反対した。そして三月初頭の閣議で、ドイツを含まない別個の協定を結ぶ可能性は完全に排除された。それを受けてチェンバレンは、ドイツ提案に基づく協定のみを追求する方針をエリオに説いた。結果としてフランスが妥協し、ドイツ案を受け入れたのであった。

さて、ドイツ提案に基づく四国協定案に込められたイギリス政府の狙いとは何だったのだろうか。チェンバレン曰く、それは、①ドイツが再度ヨーロッパを席巻することを不可能にし、②フランスの対独政策を軟化させ、③ドイツとソ連の結託を防ぐことにあった。[79] イギリスの政策の合理的側面はここに集約されている。しかし、これだけであれば英仏白三国協定とドイツを含むヨーロッパ多国間協定を両立させるフランスの多重協定案も要件を満たしたはずである。イギリス政府にとりドイツ提案が魅力的だった理由の一つは、協定が明確に西欧に限定されていたことである。「光栄ある孤立」の記憶が鮮明に残る当時のイギリス政府関係者からすれば、東欧諸国の保障をも視野に入れたフランス案は過度のコミットメントだと認識された。もう一つは、イギリスの歴史家ジェームズ・ジョル（James Joll）のいう「暗黙の前提[80]（unspoken assumptions）」に属する推論なのだが、イギリスの指導者たちは仏独双方に「フェア」であることを非常に大事にしていたように思える。セシルやグレイ元外相の発言からは、フランスとドイツに同等の

保障を与えることへの強いこだわりが読み取れる。チェンバレンも、イギリスは仏独の「公正な仲介者（honest broker）」であるべきだと説いている。[81] この観点からすれば、ヨーロッパに戦勝国のみの内なるクラブ（英仏白同盟）を作ることは公正さを欠くものと映ったことだろう。イギリスのこのような外交姿勢は、一九二〇年代後半には仏独デタントの促進に寄与する一方で、一九三〇年代の「宥和政策」の背景にもなっていくのである。

（1） Command Paper, Cmd. 2525, *Final Protocol of the Locarno Conference, 1925* (*and Annexes*) *together with Treaties between France and Poland and France and Czechoslovakia, Locarno, October 16, 1925* (London: HMSO, 1925).

（2） 濱口學「ロカルノ体制成立の端緒――第一次エリオ内閣とラインラント安全保障問題」『国学院大学紀要』第一八号、一九八〇年、九二―一三五頁。

（3） 大久保明「イギリス外交と英仏同盟交渉の破綻、一九一九―一九二二年」『法学政治学論究』第九六号、二〇一三年、一七九―二一〇頁。

（4） 主要な研究として以下が挙げられる。Douglas Johnson, “Austen Chamberlain and the Locarno Agreements”, *University of Birmingham Historical Journal*, 8:1 (1961), pp. 62–81; Sibyl Eyre Crowe, “Sir Eyre Crowe and the Locarno Pact”, *English Historical Review*, 87:342 (1972), pp. 49–74; Anne Orde, *Great Britain and International Security 1920–1926* (London: Royal Historical Society, 1978), pp. 68–98; Frank Magee, “‘Limited Liability’?: Britain and the Treaty of Locarno”, *Twentieth Century British History*, 6:1 (1995), pp. 1–22; Erik Goldstein, “The Evolution of British Diplomatic Strategy for the Locarno Pact, 1924–1925”, in Michael Dockrill and Brian McKercher, eds., *Diplomacy and World Power: Studies in British Foreign Policy, 1890–1950* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996); Richard S. Grayson, *Austen Chamberlain and the Commitment to Europe: British Foreign Policy, 1924–29* (London: Frank Cass, 1997), pp. 31–57.

（5） Keith Middlemas and John Barnes, *Baldwin: A Biography* (London: Weidenfeld & Nicolson, 1969), pp. 342–59; Martin Gilbert, *Winston S. Churchill, vol. 5: The Prophet of Truth 1922–1939* (London: Heinemann, 1976), pp. 121–25; Gaynor Johnson, *Lord Robert Cecil: Politician and Internationalist* (Farnham: Ashgate, 2013), pp. 143–57.

（6） 当該期のフランスの安全保障政策に関しては、Peter Jackson, *Beyond the Balance of Power: France and the Politics of*

National Security in the Era of the First World War (Cambridge: Cambridge University Press, 2013) に詳しい。フランスは一九二一年末頃から、①英仏同盟と、②ヨーロッパ多国間協定を両輪とする安全保障体制の構築を主張していた。ヨーロッパ多国間協定とは、地域的安全保障条約の一種であり、ドイツを含むヨーロッパの複数の国々によるヨーロッパの平和維持を目的とする緩やかな合意（協商ないし不可侵協定）を意味した。一九二一年一二月にワシントンで調印された米英仏日四か国条約をモデルとし、一九二五年のラインラント協定にもつながるコンセプトであった。フランス政府は、ヨーロッパ多国間協定はドイツを牽制する強固な英仏同盟が成立しなければ機能しえないと主張していた。*Ibid.*, pp. 383-90. 濱口學「ロカルノ方式の萌芽――ワシントン会議からカンヌ最高会議へ」『国際法外交雑誌』第九三巻、第六号、一九九五年、七四九―八〇頁参照。地域的安全保障の概念に関しては、植田隆子『地域的安全保障の史的研究――国際連盟時代における地域的安全保障制度の発達』山川出版社、一九八九年、とりわけ二頁を参照。

(7) Cf. P.M.H. Bell, *France and Britain 1900–1940: Entente and Estrangement* (London: Longman, 1996), pp. 132–42.

(8) *Documents on British Foreign Policy 1919–1939* (London: HMSO, 1947–86) [*DBFP*], (ser.) 1/ (vol.) 26/ (nos.) 507–8.

(9) Jackson, *Beyond the Balance of Power*, pp. 459, 482ff. 前掲註（6）も参照されたい。

(10) Herriot to MacDonald, 11.8.1924, CAB 4/11/513B, The National Archives, Kew [TNA].

(11) Joint memorandum by the Three Chiefs of Staff, 29.10.1924; Memorandum by the President of the Board of Trade, 24.11.1925; Treasury memorandum, 26.11.1924; Crowe minute covering Foreign Office memoranda, 17.11.1924; Hankey memorandum, 21.11.1924; Campbell (Foreign Office) memorandum, 20.11.1924; Memorandum by the First Lord of the Admiralty, 27.10.1924; Hoare memorandum, 1.12.1924, CAB 4/11–12/527B, 536B, 537B, 538B, 539B, 540B, 541B, 542B, TNA; Orde, *Great Britain and International Security*, pp. 69–73.

(12) Richard W. Lyman, *The First Labour Government 1924* (London: Chapman & Hall, 1957), pp. 167–81.

(13) Foreign Office memorandum, 8.7.1924; War Office to CID, covering a memorandum by the General Staff, 29.9.1924; Campbell memorandum, 20.11.1924; Naval Staff memorandum, 8.12.1924; CAB 4/11–12/513B, 516B, 540B, 545B, TNA.

(14) Middlemas and Barnes, *Baldwin*, pp. 279–83, 342ff. ボールドウィンの支持基盤であった保守党右派の一部は、戦時同盟国フランスとの正式な同盟締結を主張しており、ボールドウィンはその影響を受けていた。G.S. Parsons, "British Conservative Opinion and the Problem of Germany after the First World War", *International History Review*, 35:4 (2013), pp. 876–78.

チェンバレンは、蔵相時代の一九二〇年にフランス、ベルギーとの安全保障協定の必要性を説く覚書を内閣に提出するなど、フランスとの安全保障協力を数年来主張していた。Chamberlain note, 28.6.1920, CAB 4/7/246B, TNA.

(15) Goldstein, "The Evolution of British Diplomatic Strategy", pp. 127–8, 134–5.

(16) Middlemas and Barnes, *Baldwin*, p. 344.

(17) チェンバレン外相期の外務省の影響力拡大に関しては、B.J.C. McKercher, "Austen Chamberlain's Control of British Foreign Policy, 1924–1929", *International History Review*, 6:4 (1984), pp. 570–91 を参照。

(18) Central Department memorandum, 4.11.1924, Chamberlain minute, 9.11.1924, FO 371/9820/C16913, TNA.

(19) Saint-Aulaire à Herriot, 11.12.1924, (série) Z/Grande-Bretagne [GB]/(vol.) 71, Archives du Ministère des Affaires étrangères, La Courneuve [MAE].

(20) CIDは、一二月と翌年二月に二回ずつ計四回ジュネーヴ議定書の問題を議論した。委員長はボールドウィン、議長はカーズンが務めた。実質的な議事運営はカーズンに一任され、ボールドウィンは二月の会合を欠席した。

(21) 例えば、一九二三年の「相互援助条約（Treaty of Mutual Assistance）」案の拒絶など。Orde, *Great Britain and International Security*, pp. 37–46.

(22) CID minutes, 190th meeting [CID 190], 4.12.1924, CAB 2/4, TNA.

(23) Gilbert, *The Prophet of Truth*, p. 122; Churchill note, 11.1.1925, FO 371/10727/C1787, TNA.

(24) CID 192, 16.12.1925, CAB 2/4, TNA.

(25) Geneva Protocol Sub-Committee report, 23.1.1925, CAB 4/12/559B, TNA.

(26) Crowe to Hankey, 2.1.1925, CAB 16/56, TNA.

(27) *DBFP*, 1/27/191.

(28) F.G. Stambrook, "'Das Kind': Lord D'Abernon and the Origins of the Locarno Pact", *Central European History*, 1:3 (1968), pp. 236–59; Peter Krüger, *Die Außenpolitik der Republik vom Weimar* (Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1985), S. 269–76.

(29) 提案は当初イギリスのみに秘密裏になされ、二月九日にフランス、同二一日にベルギーとイタリアに、ほぼ同内容の覚書が手交された。Orde, *Great Britain and International Security*, p. 89.

（30）*DBFP*, 1/27/189, 190.

（31）クーノ（Wilhelm Cuno）政権による一九二二年末の提案など。Central Department memorandum, 21.1.1925, FO 371/10726/C1000, TNA; Orde, *Great Britain and International Security*, pp. 46–55 に詳しい。

（32）Minutes, Sterndale Bennett, 21, 22.1.1925, Lampson, 22, 27.1.1925, and Crowe, 22, 27.1.1925, FO 371/10726–7/C946, C980, C1143, TNA.

（33）Crowe minute, 27.1.1925, FO 371/10727/C1143, TNA.

（34）*DBFP*, 1/27/195, 196.

（35）Chamberlain minute, 4.1.1925, FO 371/11064/W362, TNA.

（36）Nicolson diary, 22.1.1925, in Nigel Nicolson, ed., *Harold Nicolson Diaries and Letters 1907–1964* (London: Phoenix, 2005), p. 41.

（37）Nicolson memorandum, 23.1.1925, FO 371/11065/W2035, TNA.

（38）Headlam-Morley memorandum, 12.2.1925, Chamberlain minute, 21.2.1925, FO 371/11064/W1252, TNA.

（39）Nicolson memorandum, 20.2.1925, CAB 4/12/593B (also in CAB 24/172/CP106), TNA. 前掲註（37）の覚書の最終草稿である。

（40）*DBFP*, 1/27/200, 212.

（41）大久保「イギリス外交と英仏同盟交渉の破綻」、一八七、一八九、一九一、二〇三頁参照。

（42）CID 195, 13.2.1925, CAB 2/4, TNA.

（43）CID 196, 19.2.1925, ibid.; Churchill memorandum, 24.2.1925, CAB 4/12/590B (also in CAB 24/172/CP118), TNA.

（44）Curzon memorandum, 19.2.1925, CAB 4/12/594B, TNA.

（45）Middlemas and Barnes, *Baldwin*, p. 350; Crowe to Chamberlain, 12.3.1925, Austen Chamberlain papers, AC 52/240, Birmingham University Library, Birmingham [BUL].

（46）Cecil memorandum, 23.2.1925; Worthington-Evans memorandum covering a memorandum by the General Staff, 26.2.1925; Churchill memorandum, 24.2.1925; Hoare memorandum, 27.2.1925; Chamberlain memorandum, 26.2.1925, CAB 24/172/CP112, 116, 118, 121, 122, TNA; Amery diary, 2.3.1925, in John Barnes and David Nicolson, eds., *The Leo Amery Diaries*,

vol. 1: 1896–1929 (London: Hutchinson, 1980), p. 399.

(47) Cf. Grayson, *Austen Chamberlain and the Commitment to Europe*, pp. 46, 48.

(48) Cabinet conclusions［CC］12(25), 2.3.1925, CAB 23/49, TNA. 閣議が採択した「安全保障に関する草稿（Rough Draft Formula on Security）」は以下のように記している。「イギリス政府は、ベルギーの参加の如何を問わず、フランスと二国間協定（dual pact）を結ぶことはできないと感じる。相互安全保障（mutual security）と西欧における各々の国境の保障に関するフランス、ドイツ、イギリス、ベルギー間の四国合意（quadrilateral agreement）、そして可能であれば、イタリアも含めた合意の問題は、異なる基盤に立脚しており、ヨーロッパの平和に対する重要な保証（great assurance）となるかもしれず、急速な軍縮にもつながる。［後略］」

(49) Chamberlain to D'Abernon, 11.9.1930, AC 39/2/35; Chamberlain to Nicolson, 28.5.1934, AC 40/6/33, BUL. 一九三〇年に書かれたダバーノンへの手紙の中で、チェンバレンは以下のように回顧している。自分が当初目指した政策は英仏同盟の実現であったが、少なくとも何らかの安全保障提案を携えてジュネーヴに行くことを強く望んでいた。ＣＩＤではほとんどの委員が自分の政策に反対し、支援してくれた同僚はセシルだけであった。チャーチルは当初ドイツ提案に前向きだったものの、途中で立場を変えた。そして、三月二日の閣議が推進した四国協定案は、「私の政策ではないものの、機能しうると信じる政策」だった。さらに、ニコルソンへの手紙では、閣議決定は「ＣＩＤの同僚からの提案」をもとにしたものであったと述べている。この「ＣＩＤの同僚」が誰であったのかは明らかにされていないが、ＣＩＤの会合でドイツ提案に基づく協定を支持していたチャーチルかセシルを指したものと見られる。なぜなら、ボールドウィンは二月のＣＩＤ会合を欠席しており、ＣＩＤで他にドイツ提案に基づく安全保障協定を支持する声は聞かれなかったからである。三月二日の閣議が採択した「安全保障に関する草稿」（註（48）参照）は、この「同僚」の見解を色濃く反映した文章だったと考えられる。Jon Jacobson, *Locarno Diplomacy: Germany and the West 1925–1929* (Princeton: Princeton University Press, 1972), p. 19 は、チャーチルの提案だったと断定しているが、根拠となる出典が示されていない。前掲註（4）、註（5）で挙げた先行研究もこの謎を解明できていない。いずれにせよ、三月二日の閣議決定は、ドイツを含む四国協定を推していたチャーチルとセシルの主張を強く反映しており、彼らの立場に三国協定派と協定反対派が歩み寄ったことにより実現したものと解釈できる。

(50) Hankey diary, 22.3.1925, HNKY 1/7, Churchill Archives Centre, Cambridge.

(51) Chamberlain to D'Abernon, 11.9.1930, AC 39/2/35, BUL.

（52）　後掲註（58）参照。

（53）　CC 13, 14(25), 4.3.1925, CAB 23/49, TNA; Amery diary, 4.3.1925, in Barnes and Nicolson, eds., *Leo Amery Diaries, vol. 1*, pp. 399–400.

（54）　*The Times*, 5.3.1925, p. 11.

（55）　House of Commons Debates, 24.3.1925, ser. 5, vol. 182, cc. 339–41.

（56）　Chamberlain to Crewe, 27.6.1925, AC 52/221, BUL.

（57）　“Note sur les propositions allemandes”, 26.2.1925, Z/GB/73, MAE; Jackson, *Beyond the Balance of Power*, pp. 482–3.

（58）　*DBFP*, 1/27/222; Fleuriau à Laroche, 4.3.1925, Z/GB/73, MAE. フルリオによれば、クロウは多重協定の意義をチェンバレンに説き、外相は四日の閣議で一度はそれを代弁したという。Note [de Fleuriau], 7.3.1925, ibid., f°s 162–3.

（59）　*DBFP*, 1/27/224, 225, 227.

（60）　Crowe to Chamberlain, 12.3.1925, AC 52/240, BUL.

（61）　Ibid.

（62）　Bridgeman diary, 11.3.1925, in Philip Williamson, ed., *The Modernisation of Conservative Politics: The Diaries and Letters of William Bridgeman 1904–1935* (London: Historians’ Press, 1988), p. 182.

（63）　Middlemas and Barnes, *Baldwin*, p. 354.

（64）　Baldwin to Chamberlain, 12.3.1925, AC 52/80, BUL.

（65）　Chamberlain to Crowe, n.d., AC 52/241, BUL.

（66）　Crowe to Chamberlain, 15.3.1925, AC 52/244, BUL.

（67）　Cecil to Baldwin, 12.3.1925, Baldwin papers, vol. 115, Cambridge University Library, Cambridge.

（68）　Crowe to Chamberlain, 15.3.1925, AC 52/244, BUL.

（69）　Crewe to Chamberlain, 9.3.1925, Lampson minute, 11.3.1925, FO 371/10728/C3380, TNA.

（70）　*League of Nations Official Journal*, 6:4 (1925), pp. 446–50.

（71）　*DBFP*, 1/27/251; notes de Herriot, 16.3.1925, Z/GB/74, MAE.

（72）　Chamberlain to Mrs Chamberlain, 19.3.1925, AC 6/1/605, BUL.

(73) Chamberlain minute, 19.3.1925, FO 371/10756/C3539, TNA.

(74) Chamberlain to D'Abernon, 19.3.1925, FO 371/10729/C4008, TNA.

(75) Fleuriau à Herriot, 19.3.1925, Z/GB/74, MAE.

(76) Middlemas and Barnes, *Baldwin*, p. 356; Chamberlain to Mrs Chamberlain, 23.3.1925, AC 6/1/606, BUL.

(77) CC 17(25), 20.3.1925, CAB 23/49, TNA. 閣議が合意した文言は以下の通りである。「〔前略〕ドイツ政府による最近の提案は、安全保障に関する合意（settlement）を達成する最良の基盤を提供しているように見える。しかし、そのような合意を我々の協力なくして達成することは不可能である。〔中略〕これらの提案のもとで我々が負う義務は、ドイツとベルギーおよびフランス間の国境の安全の相互保障（mutual guarantee of security of the frontiers）を提供する何らかの協定（arrangement）への参加に限定されることになる。イギリス、フランス、ベルギー、ドイツが同協定の締約国となる。〔中略〕もし我々がそのような協定への参加を拒絶し、孤立政策（policy of isolation）に立ち戻れば、その唯一の帰結はヨーロッパ大陸に現存する不安（unrest）の悪化であり、究極的には新たな戦争の原因となるだろう。〔後略〕」

(78) House of Commons Debates, 24.3.1925, ser. 5, vol. 182, cc. 291–408.

(79) CID 200, 22.6.1925, CAB 2/4, TNA.

(80) James Joll, *1914: The Unspoken Assumptions* (London: Weidenfeld & Nicolson, 1968). 史料に直接表れない同時代の常識や通念を指す。

(81) Chamberlain to Crewe, 2.4.1925, AC 52/200, BUL.

大久保　明（おおくぼ　あきら）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
ロンドン大学経済政治学院（ＬＳＥ）国際関係史学部修士課程（ＭＡ）
所属学会　日本国際政治学会、日本西洋史学会
専攻領域　イギリス外交史、国際関係史、国際政治学
主要著作　「イギリス外交とヴェルサイユ条約――条約執行をめぐる英仏対立、一九一九―一九二〇年――」『法学政治学論究』第九四号（二〇一二年）
「イギリス外交と英仏同盟交渉の破綻、一九一九―一九二二年」『法学政治学論究』第九六号（二〇一三年）